

石川県公報

平成 26 年 2 月 26 日 (水曜日)

号 外

(第 14 号)

目 次

規 則
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正
する規則 (障害保健福祉課) 1

○石川県宅地建物取引業審議会規則を廃止する規則
(建築住宅課) 4

規 則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 共同生活介護(第三十条―第三十四条)」を「第七章 削除」に、「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第六十一条)」を「第十五章 削除」に改める。

第十四条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第二十三条第一項第二号中「指定共同生活介護事業者」を削り、「又は指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護」を削り、「又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に、「当該指定共同生活介護事業者等」を「当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、「指定共同生活介護事業所」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第三項第一号中「指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「第三十三条」を「第五十八条の四」に改め、同号イ中「指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第二十六条第二号中「指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第三十条から第三十四条まで 削除

第五十条中「準用する第八十一条第二項」を「準用する条例第八十一条第二項」に改める。

第五十八条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 生活支援員

員数は、指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とすること。

- イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
- ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
- ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
- ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

第五十八条の次に次の三条を加える。

（設備の設置等に関する基準）

第五十八条の二 条例第百九十八条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 共同生活住居（条例第百九十八条第二項に規定する共同生活住居をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）及びサテライト型住居（同項に規定するサテライト型住居をいう。第七号において同じ。）の入居定員の合計は、四人以上とすること。
- 二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。
- 三 個々の共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。
- 四 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前号の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と回数を上限とすること。
- 五 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- 六 ユニット
 - イ 入居定員は、二人以上十人以下とすること。
 - ロ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けること。
 - ハ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - ニ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
- 七 サテライト型住居
 - イ 入居定員は、一人とすること。
 - ロ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - ハ 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

（支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

第五十八条の三 条例第百九十八条の四第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食材料費
 - 二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- 三 光熱水費
- 四 日用品費
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活にお

いても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
(サービス管理責任者の業務)

第五十八条の四 条例第百九十八条の六の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第五十九条中「第十八条及び第三十一条から第三十三条まで」を「及び第十八条」に改め、「第三十一条中「第百二十七条第三項」とあるのは「第百九十八条において準用する条例第百二十七条第三項」と、第三十二条中「第百三十条第三項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第百三十条第三項」と、同条第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三十三条中「第百三十三條」とあるのは「第二百一条において準用する条例第百三十三條」と、同条第三号中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とを削る。

第十三章中第五十九条の次に次の二条を加える。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者の配置等に関する基準)

第五十九条の二 条例第二百一条の四第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 世話人

員数は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。

二 サービス管理責任者

員数は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(準用)

第五十九条の三 第十一条、第十八条、第五十八条の二から第五十八条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第六十条第九項」と、第十八条中「第九十条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第九十条」と、第五十八条の二中「第百九十八条第三項」とあるのは「第二百一条の六において準用する条例第百九十八条第三項」と、第五十八条の三中「第百九十八条の四第三項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第百九十八条の四第三項」と、第五十八条の四中「第百九十八条の六」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第百九十八条の六」と読み替えるものとする。

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第六十一条 削除

附則第二項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「除した」を「除して得た」に改め、附則第四項中「指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第三十一条(第五十九条)」を「第五十八条の二(第五十九条の三)」に、「第三十一条第一号」を「第五十八条の二第

「一」に改め、附則第五項中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、附則第六項中「指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、附則第七項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「条例第百四十一条又は条例第百二十一条」を「条例第百二十一条又は第百二十一条の十二」に改め、附則第八項中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、附則第九項中「第三十三各号」を「第五十八条の四各号」に改め、附則第十項を削り、附則第十一項中「指定共同生活援助事業者」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第三十一条第五号(第五十九条)」を「第五十八条の二第六号(第五十九条の三)」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十二項中「第三十条第一項第二号」を「第五十八条第一項第二号」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十三項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「条例第百二十七条(条例第百九十八条)」を「条例第百九十八条(条例第百二十一条の六)」に、「第三十一条第五号イ」を「第五十八条の二第六号イ」に、「同条第五号ニ」を「同条第六号ニ」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十四項を附則第十三項とする。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

- 一 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十二号)第二条第一項第二号イ(1)
- 二 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十六号)第四条第三項第二号イ(1)

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第十二条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第二項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県宅地建物取引業審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号

石川県宅地建物取引業審議会規則を廃止する規則

石川県宅地建物取引業審議会規則(昭和四十九年石川県規則第四十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。